

## 意見書案第5号

### 多核種除去設備（ALPS）等処理水の処分決定に関する意見書

今年2月、経済産業省の多核種除去設備等処理水（以下「ALPS等処理水」という）の取扱いに関する小委員会は、ALPS等処理水の処分について水蒸気放出と海洋放出の2つの方法が現実的な選択肢であり、なかでも海洋放出がより実現しやすいとの提案をまとめ発表した。

また、この提案を受けて東京電力ホールディングス株式会社は3月、ALPS等処理水の処分素案を発表し、安倍晋三内閣総理大臣も7月までには政府が責任をもって処分方法を決定したい旨の発言をしたところであるが、8月28日に持病の悪化を理由に突然内閣総理大臣職を辞任すると発表した。9月16日に内閣総理大臣に就任した菅義偉新総理は、去る9月13日に内閣官房長官として日曜報道ザ・プライムに出演した際、ALPS等処理水の処分については、政府の責任において年内に発表すると発言した。

経済産業省は、4月6日、13日及び5月11日にALPS等処理水の取扱いに係る関係者の意見を伺う場において、各種関係団体や地方公共団体の首長からの意見聴取を行った。その中で、福島県漁業協同組合連合会、福島県森林組合連合会及び福島県農業協同組合中央会は、海洋放出には反対を表明、その他関係機関や地方公共団体の首長からは、もっと多くの県民に説明し意見を聴くべき、必ず起きる新たな風評被害に対する具体策を提示するべきとの発言が大半を占めた。

また、ALPS等処理水にはトリチウム以外にも除去できていない基準値を超える多核種が保管量の7割に残留しており、それらの扱いに関する十分な説明と周知が必要である。

よって、政府がALPS等処理水の処分を決定するに際しては、下記の事項について誠心取り組むことを要望する。

#### 記

- 1 政府がALPS等処理水の処分方法の最終判断を行うに当たっては、経済産業省小委員会の報告のみを根拠とすることなく、福島県民の意見を十分に聴き、政府の責任において、ALPS等処理水の科学的・医学的安全性を福島県民はもとより広く国民に説明し理解を求めると共に、その安全性に関わる情報を全世界に向けて強力に発信すること。
- 2 福島第一原子力発電所事故を教訓に、新たな風評被害を生じさせないよう万全の対策をとること。
- 3 関係者・国民の理解と合意が得られるまでは、ALPS等処理水の陸上保管を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月2日

内閣総理大臣	菅 義 偉 様
農林水産大臣	野上 浩太郎 様
経済産業大臣	梶山 弘志 様
環境大臣	小泉 進次郎 様
復興大臣	平沢 勝栄 様
原子力規制委員会委員長	更田 豊志 様
福島県知事	内堀 雅雄 様

福島県白河市議会議長 菅原 修一